（その３）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

　　下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

　　　　令和　　年　　月　　日

令和７年１１月９日執行　いちき串木野市議会議員選挙

候補者

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運転手 | 住所 |  | |
| 氏名 |  | |
| 運転年月日 | | 報酬の額 | 備考 |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 合計 | | 円 |  |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

　２　運転手がいちき串木野市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、いちき串木野市に支払を請求することはできません。

　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて　　　円までです。

　５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

　６　５の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、いちき串木野市に支払を請求することはできません。